

内共第17号第五種共同漁業権遊漁規則新旧対照表

新	旧
(遊漁についての制限) 第3条 山梨県漁業調整規則(以下「調整規則」という。)第20条の規定による禁止期間を延長しようとするときは、総会の議決を経て定め、組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、山梨日々新聞に掲載してこれを掲示するものとする。 2から4 略 5 竿釣りを岸から行う場合には、カゴ釣り(撒き餌を用いた投げ竿による浮き釣り)をしてはならない。 附 則 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。 2 この規則は、山梨県知事の許可のあった日から施行する。	(遊漁についての制限) 第3条 山梨県漁業調整規則(以下「調整規則」という。)第20条の規定による禁止期間を延長しようとするときは、総会の議決を経て定め、組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、山梨日々新聞に掲載してこれを掲示するものとする。 2から4 略 附 則 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。